

弁理士に対する登録後義務研修のシラバス

平成18年10月
日本弁理士会

【登録後義務研修の理念】

1. 弁理士倫理の定期的な研修による弁理士の社会的信用の維持と顧客サービスの向上
2. 弁理士の専権業務適正化の推進
3. 弁理士の標榜業務等への適正な対処

【研修方法等】

1. 対象者 弁理士

*但し、国内に住所を有しない者は別途考慮するものとする。

2. 研修内容

- (1) 倫理研修(利益相反、守秘義務、信用失墜行為、顧客への説明責任、事例検討等)
- (2) 弁理士の専権業務適正化の推進のための研修(産業財産権の法律改正、審査基準の改訂、適正な出願及び審査対応、重要判例研究等)
- (3) 弁理士の標榜業務等への適正な対処のための研修(外国出願関連業務、著作権法等の周辺法、判例研究、知財ビジネス関連等)

3. 実施者

- (1) 企画、立案、実行は、日本弁理士会(会則により実施内容等を規定)
- (2) 具体的実施は日本弁理士会研修所

*「弁理士の標榜業務等への適正な対処のための研修」は、日本弁理士会が開催する研修(研修所、知財ビジネスアカデミー等)の他、日本弁理士会以外が主催したものであっても、自己申告を可能とし、研修内容が有用かつ適正であると認められ、かつ、研修受講が客観的に証明できるものについては対象とする。例えば、特許庁の実務者研修、日本知的財産協会の研修カリキュラム、発明協会その他の機関・団体が実施する研修カリキュラム等が該当する。

4. 研修方法

- (1) 「倫理研修」及び「弁理士の専権業務適正化の推進のための研修」は、《集合研修及びE-ラーニング研修》+《法律改正研修の効果確認テスト》+《倫理課題事例への回答提出》とする。
- (2) 「弁理士の標榜業務等への適正な対処のための研修」は、個々の研修が定めた修了認定に従う。

5. 期間等

(1) 登録後5年毎に必要な研修に関して全て修了しているか否かをチェックする(現行倫理研修に準ずる)。5年間で70時間程度の受講時間とする(検討中)。

(2) 「法律改正研修」は、法改正後にタイムリーに講義形式の研修を実施し、5年の期間に亘ってE-ラーニングでの受講も可とする。

*異なる年度に改正された複数の改正事項を、1回にまとめた研修を実施することができる。

*5年の節目となる基準日よりも1年以上前に施行されている改正事項は、その基準日に修了期限を迎える弁理士にとって義務研修対象とする。

(3) 受講時間

「倫理研修」は現行と同様に5年毎に受講しなければならない(10時間/5年)

「弁理士の専権業務適正化の推進のための研修」のうち「法律改正研修」及び「審査基準改訂のための研修」は、改正内容の公布または改訂内容の発行の後に速やかに実施され(3時間/1回)。「適正な出願及び審査対応のための研修」は「法律改正研修」及び「審査基準改訂のための研修」と同時(法改正等があった年度)または単独(法改正等が無かった年度)で開催される。「弁理士の専権業務適正化の推進のための研修」は、会長が指定したものは全て受講しなければならない。(40時間/5年)

「弁理士の標榜業務等への適正な対処のための研修」は、平均して年間4時間程度受講しなければならない。(20時間/5年)

6. 研修開催場所

集合研修が可能なものについては、東京、大阪、名古屋を中心として、各支部(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州)において開催する。

*但し、受講希望者の動態(場所・多寡等)に応じて、開催場所を設定する。

7. 研修免除

(1) 次の事由により弁理士としての業務を行わない場合は、申請により、研修の受講を免除する。

- ・負傷又は疾病のために療養する場合
- ・国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
- ・その他弁理士としての業務を行わないことが相当である場合

(2) 弁理士であって義務研修対象の講師となる者は、当該科目の受講を免除し、かつ当該課目の受講時間数を得たものとみなす。

【ペナルティー】

日本弁理士会は、チェックの結果、所定の単位を取得しなかった弁理士に対しては、受講の勧告を行い、複数回の勧告を行ったにも拘わらず改善が見られなかった弁理士には、次のような処分を行う。

(1) 「倫理研修」又は「弁理士の専権業務適正化の推進のための研修」のポイ

ント不足

最終的に業務の停止（少なくとも一部の）につながる処分

(2) 「弁理士の標榜業務等への適正な対処のための研修」のポイント不足
情報公開の対象

以上